

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績 (令和7年度 4/四半期分)

海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	New York Times 2026 Travel Destinations 52 Places to Go This Year紙面の広告出稿	令和8年1月8日	4,735,500	The New York Times	620 Eighth Avenue, 11th Floor, New York, NY U.S.A.	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は世界で影響力のある新聞社であり高級日刊新聞紙を発行している。本紙の「今年の訪れるべき観光地52」に沖縄が選出・紹介されるにあたり、同紙面にて広告を出稿することができる唯一の事業者であるため、当該事業者を選定した。	
2	路線新規就航に係るプロモーション業務	令和8年1月28日	5,093,880	Scoot Pte. Ltd.	65 Airport Boulevard Changi Airport Terminal 3, #B1-17, Singapore	第167条の2 第1項第2号	外国での契約となる。当該事業者はシンガポールの既存顧客に対してアプローチできるネットワークを既に有しており、社内でクリエイティブ制作が可能である。本業務を実施できる唯一の事業者として当該事業者を契約の相手方として選定した。	
3	Japan Times記事・広告業務	令和8年2月2日	2,145,000	(株)ジャパンタイムズエージェンシー	東京都千代田区一番町2-2 一番町第二TGビル2階	第167条の2 第1項第2号	国内最大の英字新聞Japan Times紙は、駐日大使館、外資系企業、主要ホテル、大学、航空会社機内やラウンジで購読されており、紙面のみならずJapan TimesのSNSやデジタル版(ウェブサイト)へも記事・広告が連動される。海外からのアクセスは7割超で海外への効果的な情報発信も可能である他、フリーペーパーは外国人観光案内所、空港、旅行会社や交通機関などの他、米軍横田基地にも配布され、購読者以外の幅広い外国人にも露出が期待できる。当該事業者は、Japan Timesのインバウンド向けタブロイド版観光情報誌「THE BEST OF JAPAN」への記事・広告出稿が可能な唯一の事業者であるため、当該事業者を選定した。	
4	本島北部エリアの周遊及び滞在促進を図るKOL活用型情報発信業務	令和8年2月10日	2,975,500	(株)ジャパンエンターテインメント	沖縄県名護市大中1-19-24 名護市産業支援センター5階	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、北部地域における滞在・周遊の起点となり得る高い集客力を有する「JUNGLIA」の運営事業者であり、北部地域の観光資源と連携した新たな周遊型観光コンテンツを提供できる。また、「JUNGLIA」の新規開業による高い話題性を活かし、台湾市場における滞在時間の延伸及び観光消費額の向上を効果的に図ることが可能である。については、本業務を実施できる唯一の事業者として、当該事業者を契約の相手方として選定した。	